

## 三川町地域計画の変更に係る協議の結果公表について

地域計画を策定、変更する際は、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年 5 月 28 日法律第 65 号）第 18 条第 1 項に基づき協議を行うこととされておりますが、次の変更内容については、三川町のホームページにおいて意見聴取を行う簡易な方法を用いることで農業者と関係機関が合意しております。

つきましては、令和 8 年 4 月 17 日から令和 8 年 5 月 1 日まで HP にて意見聴取を行いましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、協議の結果を公表します。

協議（話し合い）の場を設けず、簡易な方法を用いる変更内容

地域計画名	変更内容	備考
三川地区	住宅の建築に伴う、現況地目が農地の土地の一部を農用地区域から除外	目標地図の変更なし